給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第８号

神奈川県座間市南栗原２丁目１番55―303号
ディースクエアさがみ野
再生債務者　石室　良子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月16日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月30日から平成30年２月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（再ロ）第１０号

大阪府和泉市池田下町1867番地の５
再生債務者　澤田　靖臣
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月22日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月29日から平成30年２月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２９年（再ロ）第１５号

神戸市須磨区行幸町２丁目１番１号
再生債務者　望月　友二
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月22日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月29日から平成30年２月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２９年（再ロ）第２０号

埼玉県川口市東川口２丁目21番10号リ・ヴラン東川口Ⅱ102号
再生債務者　阿部　里美
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年２月６日から平成30年２月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第１０号

川崎市多摩区登戸新町39番地２
再生債務者　只野　顕二
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年２月６日から平成30年２月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（再ロ）第１１号

沖縄県那覇市首里石嶺町３―139―１　ナカソネアパート202、住民票上の住所沖縄県那覇市首里石嶺町３丁目139番地
再生債務者　宮良　潤也
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年２月６日から平成30年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（再ロ）第６３号

大阪府池田市神田４丁目22番34号
再生債務者　米田　宏隆
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月26日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月31日から平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第４号

奈良県生駒市南田原町1158番地26
再生債務者　森川　義仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年11月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年12月25日　奈良地方裁判所

平成２９年（再ロ）第２号

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地356
再生債務者　山崎　直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年12月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年12月27日　長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（再ロ）第４５号

大阪府吹田市泉町４丁目14番19号
再生債務者　山本　　孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年12月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年12月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第３号

兵庫県伊丹市柏木町１丁目５番地
再生債務者　濱田　清正
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年12月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年12月25日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２９年（再ロ）第３号

青森県弘前市大字旭ケ丘２丁目２番地33
再生債務者　田澤　一之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年12月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年12月27日　青森地方裁判所弘前支部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２９年（再ロ）第１号

熊本県宇土市松山町2129番地41
再生債務者　曽根　敏剛
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成29年12月27日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしましたのでこの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.sakkoki.co.jp
（乙）http://www.jrhokkaido.co.jp
平成三十年一月十一日
札幌市東区北七条東一七丁目一六番地
（甲）札幌交通機械株式会社
代表取締役　菅原　重光
札幌市東区北七条東一七丁目一六番地
（乙）札幌工営株式会社
代表取締役　安藤　朝夫

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしましたのでこの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月二十八日
掲載頁　一六九頁（号外第一三八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月九日
掲載頁　一三三頁（号外第一二二号）
平成三十年一月十一日
東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地
（甲）日販アイ・ピー・エス株式会社
代表取締役　牛山　修一
山口市道場門前一丁目三番一一号
（乙）株式会社マルブン
代表取締役　小口　　聡

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年一月四日
掲載頁　一一二頁（号外第一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年一月四日
掲載頁　一一三頁（号外第一号）
平成三十年一月十一日
東京都大田区田園調布本町五七番四号
（甲）株式会社七番
代表取締役　渡辺　精工社
東京都大田区北嶺町三五番三号
（乙）株式会社ビジョンシステム
代表取締役　渡辺　嘉久